

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第89回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年9月26日（水）13時57分～14時42分

於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員及び専門委員（敬称略）

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川瀆 昇（部会長代理）、佐藤 治正、  
山下 東子、吉田 裕美子

（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第3 出席した関係職員等

竹村総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、  
大塚料金サービス課企画官、藤田電気通信技術システム課長  
佐藤 美幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3104号】

イ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3105号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の  
認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認  
可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並  
びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3106号】

(3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成 29 年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更に関して講じた措置の報告について

## 開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。出席の委員が全ておそろいでございますので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第89回を開催いたします。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3104号】

○新美部会長 初めに、諮問第3104号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議をいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年5月25日開催の当部会において審議を行いまして、5月26日から6月25日までの間、意見招請を行いました。その結果を公表するとともに、6月28日から7月11日までの間、2回目の意見招請を行いました。

それらの結果を踏まえまして、接続委員会において調査を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での調査結果についてご報告をいただきたいと思えます。

それでは、相田専門委員、よろしくお願いいたします。

○相田専門委員 それでは、電気通信事業法施行規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査の結果をご報告させていただきます。資料89-1をご覧ください。

本件は、第二種指定電気通信設備設置事業者のネットワーク管理について、接続約款記載事項とするため、電気通信事業法施行規則の一部を改正するものです。

本改正案につきましては、接続委員会の調査事項である第二種指定電気通信設備との接続に関わる事項であるため、先ほど部会長からご紹介がございましたように、2回の意見募集を実施いたしました。寄せられた意見を踏まえ、7月20日に開催いたしました接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、本件電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省からご説明いただけるとのことですので、よろしくお願いたします。

○大塚料金サービス課企画官　それでは、改正概要と提出された意見及びその考え方について説明させていただきます。

資料89-1の6ページをお願いいたします。まず、概要の欄にございますとおり、電気通信事業法は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しまして、接続約款の届出、公表等の義務を課してございます。また、電気通信事業法施行規則におきまして、接続約款の記載事項として、接続を円滑に行うために必要な事項を定めているところでございます。

今回の改正内容は、6ページのⅡにございますとおり、第二種指定電気通信設備事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取り扱い及び通信の内容による不当な差別的な取扱いを行わない旨を約款記載事項とするというものでございます。

今回の意見募集に対しまして提出いただきました意見、その考え方をご紹介します。2ページをお願いいたします。今回の意見募集に対しまして、意見を提出いただいた方、3つの法人、お一人の個人の方になってございます。

意見を2つに概略整理してございまして、それらについてご紹介いたします。まず3ページでございしますが、意見の1-1といたしまして、KDDI株式会社からいただきました意見でございます。本省令改正案による規制内容は、電気通信事業法に既に規定されている内容であるため、本案は、為念的规定であって規制範囲を拡大するものではないとの理解で正しいかという意見でございます。

これに対しまして、考え方、右の欄でございすけれども、本省令改正案は、第二種指定電気通信設備設置事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は、電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款記載事項とするものであると。これにより、第二

種指定電気通信設備設置事業者が、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わないことについて、行政上の措置にとどまらず、事業者間の契約により民事的にも担保することを図るものであるという形になってございます。

続きまして、意見の1-2でございます。こちらは本省令改正案に賛同する内容ということで理解してございます。モバイル市場における公正競争環境の確保、整備に寄与するものであるというご意見を一般社団法人テレコムサービス協会、株式会社ケイ・オプティコム、それから個人の方からいただいております。

これらについては、考え方でございますが、各意見からご賛同いただいているとおり、本省令改正案は、公正競争環境の確保を図るものであるとした上で、3ポツでございませけれども、本省令改正後は、この趣旨に即して、総務省では本制度の運用を厳正に進めていく必要があるという形でまとめられてございます。

以上、ご説明させていただきました。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしくご発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、諮問第3104号につきましては、お手元の資料5ページの答申案のとおり答申したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

#### イ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3105号】

○新美部会長　それでは、続きまして、諮問第3105号、事業用電気通信設備規則の一部改正について審議をお願いいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、本年5月25日開催の当部会において審議を行い、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、意見招請については諮問を要しない事項の部分も含めまして、一体的に5月26日から6月25日までの間、総務省において実施をいたしました。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○藤田電気通信技術システム課長 資料89-2に基づいてご説明をさせていただきます。本件につきましては、5月の諮問の際に詳細についてご説明を差し上げておりますので、今回は概略についてごく簡単に紹介した後に、意見招請の結果をご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の6ページ目をご覧くださいと思います。右上のスライド番号が1となっているスライドでございます。本件は、NTTがこれまで維持運用してまいりました回線交換網（PSTN）からIP網への移行、いわゆるマイグレーションに関するものでございまして、具体的には、このスライドの下の図の右側にありますように、加入者がアクセスするメタルケーブルは引き続き利用可能としつつ、その上位にあります中継、あるいは交換の機能を2025年ごろまでに全てIP化に移行するというものでございますけれども、この新しい構成のネットワークに適合する技術基準について省令化をするということでございます。

具体的な規定の内容につきましては、9ページ目、スライド番号が4とされているスライドをご覧くださいと思いますが、大きく3点ございまして、まず1点目は上段にありますように、移行後の新しい電話サービスをメタルIP電話と定義いたしまして、こちらに適用される品質・信頼性につきまして、現在の加入電話と同等水準を維持するという内容でございます。

2点目につきましては、中段にございますけれども、従来のPSTNに変わりがちまして、今後は事業者間の接続のための、いわゆる「繋ぐ機能POIビル」というものが新たに東京、大阪に設置されることが想定されているわけですが、こちらの部分に適用される技術基準といたしまして、左側にありますように、故障時における他の設備への切りかえ機能、また、一方が故障した際に、他のもう一方の設備で十分な通信容量を確保するという点、あるいは長時間の停電を考慮した停電対策といったものを具備していただくという内容でございます。

3点目は、緊急通報に関するものでございまして、PSTNでは緊急機関と通報者の間の回線保留ということが実現されていたわけですが、IP網ではこの機能の実現が困難であるということでございますので、メタルIP電話では緊急機関からのコールバックを代替手段として可能とするためのいわゆる5機能と呼ばれる機能を具備するという内容になってございます。

その次のページの10ページ目でございますけれども、今申し上げた3点につきまして、上段にありますように、事業用電気通信設備規則の一部を改正するというものでございまして、この部分が当審議会への諮問事項となっております。

それから、今回、あわせまして、下の段にありますように、関連の規定の整備を行ってございまして、こちらは諮問対象外でございますが、この両者をあわせて今回、意見招請を行ったというものでございます。

意見招請の結果につきましては、少々戻っていただきまして4ページ目でございますけれども、意見は個人の方から1件提出されておりました、その内容につきましては、こちらにございますように、「繋ぐ機能POIビル」については都道府県ごとの設置が適切としつつも、今回の条文の中には「繋ぐ機能POIビル」の数ですとか設置場所までは規定しておりませんので、そういった意味において、末尾にありますように、新旧対照表にある改正部分については特段、問題ないという内容でございます。

これに対する考え方といたしましては、本改正案に賛成のご意見として承りますということを中心としつつ、なお書きで、今回の改正案の基になっております情報通信審議会での答申の中から、かぎ括弧部分ですけれども、「事業者間協議においては、『繋ぐ機能POI』を東京と大阪に設置することが合理的と確認された。ただし、更なるPOIを設置することは排除されないようにすべきである」とされていることを引用して付記してございます。

こうしたことから、今回の省令案につきましては修正の必要はなく、原案どおりとすることが適当ではないかと考えております。

説明は以上でございます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいいたします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　内容的には、原案どおりで結構だと思いますが、確認の質問になります。

緊急通報は、依然として大事だと思いますが、今回、固定網のマイグレに伴う緊急通報の技術的のところや何かを確保するということだと思いますが、緊急通報、

110とか119に対して、今、固定網からかける割合が例えば60%になるとか、50%になってしまうとか、そういう数字をもしご存じであれば教えていただきたいと思います。

○藤田電気通信技術システム課長 手元にある資料によりますと、例えば110番通報は、固定発が3割で、携帯発が7割というような状況となっております。119番通報は、固定発、携帯発がそれぞれ3分の1ぐらいのデータになってございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問。山下委員、お願いします。

○山下委員 2点申し上げます。

1点目は、POIの場所を東京と大阪にするというところまではもう既に公表ですが、今後、色々な襲撃等のことを考えると、どこにあるのかということを知られないということでしょうか、それが公表されないというか、そういうことが必要だと思いました。

2点目は、例えば9ページの4とか、主なポイントの3番目、あるいは諮問事項のところ、10ページでもですが、③のつながりやすくなる5機能の規定の整備は、例えば②の転送機能の解除とか、③の着信拒否機能の解除、こういったようなものは、契約者がもともと着信拒否機能をしているとか転送機能をしているというときに、自動的に解除されるのだと、必要なのは分かりますが、そんなことは頼んでいないというようなことがあると問題ではないかと思うので、緊急通報の場合にはこれは解除することが、あらかじめIP電話を持っている人にも了解されていると、何か契約書に一文書かれていたら、ここに書いているでしょうということで済むかと思うのですが、何かそういうような措置があったほうがいいのではないかと思います。

○新美部会長 ありがとうございます。非常に重要な点についてのご意見だと思いますが、何か事務局のほうでございましたらお願いします。

○藤田電気通信技術システム課長 「繋ぐ機能POIビル」の場所に関しましては、最終決定ということではなくて、まだ協議は続くと思いますので、そういった中で、場所を知られないという点についても考慮するよう申し伝えるようにし

たいと思います。

また、マイグレーションの完了もまだもう少し時間がありますので、ご指摘のように利用者への周知といったことも含めて考えてまいりたいと存じます。ご指摘ありがとうございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。今の山下委員の言ったように、特に第1点目の情報のセキュリティーというのは非常に重要な課題として今後も出てくると思いますので、POIがどこにあるかを知られないというのは大事なことだと思いますので、是非、ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまご質問、意見の交換をいただきましたが、ほかにご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3105号につきましては、お手元の資料の1ページの答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ご賛成いただいたということで、それでは案のとおり答申することといたします。

## (2) 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3106号】

○新美部会長 それでは、続きまして、諮問案件に移ります。

諮問第3106号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)につきまして、総務省からご説明をよろしくお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料89-3に基づいてご説明させていただきます。

1ページ目は、諮問書でございます。

2 ページ目をご覧ください。申請概要です。こちらにつきましては、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、本年9月18日に申請があったものでございます。

申請の概要は、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額、交付方法の認可、また、負担金の額及び徴収方法の認可、これらを受けようとするものでございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。交付金の額、交付方法の概要でございます。まず、交付金の額ですが、こちらは(1)にあるように、適格電気通信事業者であるNTT東西ごとに補填対象額を算出したしまして、4 ページ(2)にあるように、それぞれの補填対象額からNTT東西ごとの負担額である算定自己負担額を減じたものを交付金の額とするものでございます。

イの交付方法ですが、こちらは交付手段を銀行振込みとする等、例年と同様のものになってございます。

以下、6 ページまでが交付方法でございます。

7 ページですが、こちらは負担金の額及び徴収方法です。負担金の額は、a、b、cにあるように、最終算定月の前月までの負担金の額、こちらは月末の電気通信番号の総数に番号単価を乗じて得た額になります。これにbの最終算定月の負担金の額及びcの前年度残余の額を合計したものととして算定されるということになっております。これは例年どおりの算定方法でございます。

次は、9 ページでございます。徴収方法ですが、こちらにつきましても納付手段を銀行振込みとする等、例年と同様の方法になってございます。

以上、概要ですが、そのうちの補填対象額及び番号単価の具体的な算出の過程について、参考資料を用いてご説明させていただきます。12 ページ以下をご覧ください。

まず、13 ページが平成29年度のNTT東西の基礎的電気通信役務収支の状況でございます。表にあるように、全体でNTT東日本は271億円、また、NTT西日本は265億円の赤字となっております。ユニバーサルサービス制度での補填は、これらの赤字の一部を補填するものということになってございます。

具体的には、次のページ以下のとおりです。14 ページをご覧ください。この補填対象額は、一番上にありますように、LRICモデルに従って算定された原

価又は収益に基づいて補填対象額を算定しているものでございます。

まず、①の加入電話の基本料ですが、補填対象額の算定方法は、枠の中で書いてあるとおりですが、右下の絵のように、高コスト地域、4.9%の地域における基準単価、すなわち全国平均コスト+2σを超える部分を補填対象額とするものでございます。また、算定に当たりましては、IP電話に移行した回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算をすることになっております。それに基づいて計算した結果が、下の表の④にあるとおり、NTT東西合計で約28億円ということになっております。

15ページをご覧ください。②加入電話の緊急通報でございます。こちらにつきましても、補填対象額の算定方法は、基本料の高コスト地域4.9%の加入電話回線数に対応した原価となっております。計算した結果が下の網かけの部分でして、NTT東西合計で3,700万円となっているところでございます。

次に、公衆電話ですが、第一種公衆電話につきまして③から⑤まででお示しさせていただいていますが、16ページ、17ページです。いずれも原価から収益を除いた赤字額を補填するということになっておりまして、計算した結果がそれぞれの表に書いてあるとおりでございます。③市内通信につきましては約37億円、④離島特例通信につきましては600万円、また、17ページで、⑤緊急通報につきましては200万円の赤字になっており、それを補填対象額としているものでございます。

以上のように補填対象額を計算した結果が18ページの上半分の枠の中に書いてあるとおりで、合計したものが補填対象額の欄の赤い網かけになっているところですが、おおよそ65億円ということになっております。

こちらに、支援業務費、来年度につきましては4,200万円を足し、さらに、前年度の過不足の予測額、マイナス3億8,100万円を足しまして、その合計額を、番号単価のところにございますけれども、来年1月から12月までの番号の予測数で割ったものを番号単価としております。単純に計算しますと、ここにございますように、2.366円ぐらいでして、これを四捨五入しまして、一月当たり一番号当たり2円が合算番号単価ということになってございます。

次の19ページですが、この算定をするに当たっての特別損失の取扱いについてご説明をさせていただきます。これは、熊本震災においてNTT西日本で特別

損失を計上しておりまして、そのうち今年度については、全体で69億円の特別損失があったものうち、設備管理部門について、25億円分が原価に加算されております。その結果として、原価への影響額は16億円、補填対象額への影響は約1,000万円となっており、番号単価への影響は0.003円ということになっております。この特別損失を原価に算入することにつきましては、支援機関及びNTT東西から総務大臣に対して算定規則第3条に基づく許可の申請がされております。

戻りまして、10ページ、11ページをご覧ください。これらをもとにした審査結果でございます。交付金の額、交付方法及び負担金の額及び徴収方法、いずれにつきましても、審査基準における審査事項に照らして審査した結果として適切であると考えております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言よろしくお願いいいたします。格別ございませんでしょうか。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　3つほど質問があります。

1つ目は、分母になる番号が今年減っているように伺いましたが、という確認です。もしそれが事実だとすると、携帯電話や何かの番号の伸びよりも加入をやめていく人のほうが今は多くなっているのか、番号のトレンドというか、これから番号数がどういう内容でどう変化していくのか、今まで番号が伸びていたと思っておりますが、何か変化しているのかなということの1つ目の確認です。

2つ目は、13ページ、14ページあたりをもう少し理解を深めたいと思っておりますが、収支は、上が実算費用で下がモデル費用での計算かと思っておりますが、収支は上下一緒のはずなので、コストが実算費用と増分費用で違っているのかなと。そうすると、上のほうで見ると、NTT全体の赤字は535億円ですと書いてあって、これは実算費用かなと。下の増分費用で見ると、これは上の表だと思っておりますが、3,248億円の赤字と見るのか、相当規模が違っている感もあって、もちろん、実際に支払うのは高コストエリアになると思うのですが、モデルの数値と実算費用が違ってきているようにも思いますが、何か私の理解が違うのかなとい

うのが2点目です。

3点目は、災害の特損の話で公的なネットワークが被災して、もう一回復興しなきゃいけないと。ある程度、ユニバーサルサービスとしての基金を使って支援すると。そのときに、69億円のうちの25億円と書いてあったのかな。何と何が補填の対象になるかがどう決まっているかということの確認です。災害が起これば、NTTだけじゃなくて、ほかの企業も同じように被災して、ネットワークインフラを再構築しなきゃいけないので、そうすると、NTTにユニバから出すというときは、NTTのインフラの管理機能と書いてありましたが、こういう機能しか出せませんよということが多分、ある程度基準なり固まっているというか、決まっているのではないかと思うので、その辺はどういう考え方で補填していますかという質問になります。

○新美部会長　それでは、3点、ご質問がありましたので、よろしくお願ひします。

○大村料金サービス課長　お答えします。

まず、番号数の変化ですが、直近で減少しているかどうかは確認いたしますけれども、伸びが緩くなってきているというのは事実でございます。ユニバーサルサービスの番号単価への影響という意味で言いますと、予測と実際のずれがどれぐらいあるのかが効いてくるのかと思いますので、そういうあたり、番号数の傾向というのは注意していかなければいけないのかと思っております。いずれにしても、変化の状況というのは注視していく必要があるかなと思っております。

2番目に、13ページ、14ページの実際の費用とLRICモデルで算出した原価の差ですけれども、もろもろの要因があって、直接13ページと14ページを突き合わせて比較するというのは難しいのかなとは思っていますが、例えばIP補正などをしていきますので、規模が全然違ってしまふということがございます。

○佐藤委員　実際、どのぐらい差が出ていますか。

○大村料金サービス課長　前回までもご指摘いただいていたのではないかと思いますけれども、条件を同じにしたときに、LRICモデルで算出した原価が実際よりも高くなるのか安くなるのか、そこの部分はかなり均衡してきて、場合によっては逆転しているのではないかというのは、ご指摘のとおりだと思いますので、この部分、いろいろな要素があると思いますけれども、また状況を確認して、必

要に応じて先生にご報告させていただきたいと思います。

最後に特損ですけれども、特損につきましては、69億円のうち、昨年度は設備利用部門にかかるものを計上し、今年、設備管理部門にかかるものを計上することになっているのですが、いずれにしましても、69億円のうちの全額が算入されるということではなく、そのうちの原価に算入することが適切な部分に限って、これは具体的に個別に、申請の段階で東西で見ていただいた上で、それを総務省で確認するという手順になっているわけですけれども、必要なもの限り計上するという許可をしていくということを考えているところでございます。ですので、全体として、去年は設備利用部門の額としては1億円いかないぐらいの額であったと思いますので、69億円のうちの25、6億円というのが算入を認められる額ということになっているということでございます。

○新美部会長　よろしいでしょうか。

○佐藤委員　基本的に了解しました。災害や何か非常に大きくなっている時代でもあるので、競争環境にあるそれぞれのキャリアに対して、こういう名目でこういうところはきちっと補填するということがわかりやすいということも大事ななと思います。

以上です。

○新美部会長　ご意見賜って、今後の参考にしていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請につきましては、明日9月27日から10月26日までといたしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　ご了承いただけたと思いますので、その旨、決定することといたします。どうもありがとうございました。

### (3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成29年度にお

## ける基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○新美部会長　それでは、報告事項に移ります。

最初に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成29年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、総務省からご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　資料89-4に基づきましてご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。まず、経緯ですが、これはユニバーサルサービス制度の交付金等の制度が稼働した初年度の認可の際に審議会からご要望があつて、毎年度ご報告させていただいているものでございます。その平成29年度の実績でございます。

まず、2の(1)ですが、これはNTT東西の設備利用部門の効率化を図ってきている状況でございますが、29年度におきましても、下の実績の欄の網かけをしたところにありますように、NTT東日本については7.3%、NTT西日本については7.4%の効率化をしているということになってございます。

主な取組は1ページの下表にありますように、本年度におきましても人員の削減、また、業務の集約、アウトソーシングによる効率化、次のページですが、資産のスリム化、そのほか、料金請求での費用の抑制などに取り組んだ結果として、これらの効率化を達成したということでございます。

また、2ページ目の②でございますが、市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響についても報告を受けてございます。こちらにつきましては、加入電話（基本料）の部分で、収益について、携帯電話、光IP電話やアプリケーションサービスへの移行などに伴って契約数が減少することによって、収益側が東日本で127億円減少しており、一方で、費用につきまして、加入者回線コストの削減、また、設備利用部門コストの削減によって、対前年度で258億円を削減するというところで、収益の減少を上回る費用の削減をすることによって、損益では前年度比130億円改善しているという報告を受けております。NTT西日本についても、同様の傾向でございます。そのほかは、表にございますように、それぞれ市場環境の変化等による影響の報告を受けているということでまとめさ

せていただいたものでございます。

以上でございます。

○新美部会長　　ご報告ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更に關して講じた措置の報告について

○新美部会長　　それでは、続きまして、報告事項の2件目といたしまして、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更に關して講じた措置の報告につきまして、総務省からご説明をよろしく申し上げます。

○大村料金サービス課長　　資料89-5に基づきましてご報告させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。この電報サービスの見直しの概要でございます。こちらにつきましては、NTT東西が電報の需要の縮小、取扱通数の減少による収支の悪化を背景にいたしまして、電報サービスの受付時間などの見直しを実施したものでございます。昨年9月20日に申請を受け、11月27日に認可をしております、2番目の丸にございますように、本年1月1日から、変更後の時間によりましてサービスを提供しているというものでございます。

変更の内容は、下の絵にございますように、夜間電話受付を廃止、また、緊急定文電報の夜間受付、追加料金による夜間・早朝配達を廃止することなどを内容としているものでございます。

こちらにつきましては、2ページ目をご覧ください。この変更の認可に当たりまして、昨年11月24日に答申をいただく際に審議会から要望事項をいただいております、その要望事項を踏まえまして、11月27日に総務省からNTT東日本、西日本に(1)から(3)までの要請を行ったところでございます。

(1) が事前の周知を十分に行うこと。その状況に応じて、変更の実施の時期

の延期も視野に入れて、混乱が生じないように対応すること。また、(2)ですが、変更後において、利用者の円滑な電報利用を支援するために必要な周知、照会対応を適切に行うこと。また、(3)で、それらの状況について、本年6月末までの間、総務省に報告することという3点でございます。

これらを受けまして、NTT東日本・西日本で対応したものが2ページの下半分でございます。認可前から行っているものも含めまして、周知の内容をまとめたものが(1)でございます。報道発表、ホームページへの掲載、受付サイトへの掲載、コールセンターでの案内、また、利用者への対応などを行うほか、本年3月、6月には請求書の同封文書に見直し内容を掲載するなどのご対応をされているということでございます。

(2)でございますが、実際にどういう案内をしているのかというのがこちらでございまして、電報の問い合わせ窓口に寄せられた夜間受付による利用を希望する利用者に対しまして、インターネットでの利用を案内するほか、翌日の申込みでも配達時間が変わらないことなどを説明して、翌朝の115番での申込みを案内するなどをしているということでございます。

これらの対応における問い合わせ件数が3ページでございまして、認可の直後、昨年11月、また、本年1月、見直し後の約款の実施の直後におきましては、10件を超える問い合わせがそれぞれNTT東西に寄せられていたということでございますが、2月以降はだんだんと件数がおおむね減少傾向にありまして、月間の問い合わせ件数も1桁になっているということでございます。

概要は以上でございます。

○新美部会長　ご報告ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。

○吉田委員　私もこのサービスを利用しているほうで、電話をしたところ、やはり電話でしっかり、案内が行われていることが確認出来ました。やはり、同封文書の余白に常に書いていただけるといいかなと思います。電報が必要なときに電話して、この時間は受け付けていないと周知する人が多いですが、常に、請求書などに記載があると、混乱が起きないと思いますので、時間が変更になったことは、しばらく持続していただきたいなと思いました。

○新美部会長　ありがとうございます。こちらは要望ということですので、是非、

よろしく申し上げます。

ほかに、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○新美部会長　それでは、以上で、本日の議題、全てご審議いただきました。

これにて終了したいと思います。何か全般にわたりまして、委員の皆様からご発言ございましたら、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

○新美部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会